

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぼ〜と



第79号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

先日10月18日に開催させていただきました「京都・南丹園部城祭り秋」につきましては、皆様の多大なご協力により、無事に盛会にて終了することができました。“日本で最後に築かれた城からコロナ退散城(しろ)”の掛け声のもと、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指し、接触確認アプリの活用、マスク着用、手洗いの慣行など感染拡大予防ガイドラインに沿った形での実施を行い、多くの皆様にご来場いただき久しぶりの笑顔が見えた一日ではなかったかと喜んでおります。



帳が下りたころの花火についても「お城花火」として、澄んだ夜空に大輪の花を咲かせていました。ご協賛いただきました皆様には重ねて厚くお礼申し上げます。

政府は108兆円におよぶ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を実行するため、1兆6,800億円規模の需要喚起事業としての「Go To キャンペーン」を順次実施されています。感染者の推移は微増傾向との事でお注意を要しますが、地方においてもその需要喚起の一助となるように何か動きをしていきたいと考えております。国や府から提案される「コロナ関連施策」については新規提案や継続案件も出てきております。今月の「さぼ〜と」には事業所にとって有益な情報を詳しく掲載しておりますのでご一読願ひ、不明な点は南丹市商工会にお問い合わせいただき有効活用願ひます。



令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型・コロナ特別型〉



小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

《一般型》(販路開拓に加えて業務の効率化の経費が補助対象)

- ① 販促用チラシの作成・配布、HP 作成、販促品の調達・配布
- ② 商談会・見本市への出展(海外を含む)
- ③ 新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
- ④ 商品パッケージ(包装)の改良
- ⑤ 店舗改装(小売店の陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など)
- ⑥ 新商品・新サービスの開発

《コロナ特別対応型》(販路開拓の経費のみが補助対象)

- ① 部品や資材調達が困難になったため、自社で製造するための機械装置の導入
- ② 外国人の来店が途絶えたため、地域住民向けのサービス拡充
- ③ デリバリーを開始するための宅配用バイクの購入
- ④ テイクアウトサービス告知のためのチラシ作成、HP 改修
- ⑤ スポーツインストラクターのオンラインレッスンに必要な特殊な撮影機材の導入

・補助金額等

| | 一般型 | コロナ特別対応型 | 事業再開枠(共通) |
|-------|------------|--------------|-----------------|
| 補助率 | 2/3 | 3/4 もしくは 2/3 | 10/10 |
| 補助上限額 | 50万円 | 100万円 | 50万円 |
| 備考 | 創業特例は100万円 | 即時支給の概算払あり | 特例事業者はさらに50万円拡大 |

※事業再開枠は「一般型」「コロナ特別対応型」の金額の範囲内までの制限があります

・公募スケジュール(予定)

《一般型》

- 第5回受付締切 2021年2月5日(金)[締切日当日消印有効]
事業実施期間 交付決定日～2021年11月30日(火)まで

《コロナ特別対応型》 ※今回は最終受付となります。

- 第5回受付締切 2020年12月10日(木)[必着]
事業実施期間 交付決定日～2021年10月31日(日)まで

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

持続化給付金に関するお知らせ



新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。申請期限は、令和3年1月15日(金)までです。

●給付額

中小法人等 200万円 個人事業者等 100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

●売上減少分の計算方法

前年の総売上高(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

●給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者

◆支給対象が拡大されています

I 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主

II 2020年1月～3月の間に創業した事業者

どちらも、収入が50%以上減少していることが条件です。

(従来の申請と比べて提出いただく書類が変わります)

I 給付額 最大100万円

II // 中小法人等 最大200万円 個人事業者等 最大100万円

※詳細については、持続化給付金の事務局ホームページをご確認ください。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請をすることができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

●申請は、持続化給付金ホームページから <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

●持続化給付金相談窓口 TEL 0120-279-292

TEL 03-6832-6631 (IP電話専用回線)

受付時間 8:30~19:00(土・祝日除く日曜~金曜日)

家賃支援給付金に関するお知らせ



5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

(※駐車場・資材置き場等として事業に用いている土地の賃料を含みます。)

申請期間は、令和3年1月15日(金)までです。

【支給対象】(①②③すべてを満たす事業者)

① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

*医療法人・農業法人・NPO法人・社会福祉法人など会社以外の法人も幅広く対象

② 5月～12月の売上について、

・1か月で前年同月比▲50%以上 または

・連続する3か月の合計で前年同月比▲30%以上

③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】

法人 最大600万円、個人事業者 最大300万円を一括支給

○算定方法 申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

| | 支払賃料(月額) | 給付額(月額) |
|-------|----------|--|
| 法人 | 75万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 75万円超 | 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限 |
| 個人事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 37.5万円超 | 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限 |

*家賃支援給付金の申請は、ポータルサイトから電子申請となります。

○相談ダイヤル 家賃支給給付金 コールセンター

0120-653-930(平日・日(土・祝除く)8:30~19:00)

●「申請サポートキャラバン隊」の派遣が決定しました。

電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して補助員が電子申請の入力サポートを行います。

◀開催期間▶ 2020年12月15日(火)~12月20日(日)

◀開催時間▶ 10:00~15:30(最終受付14:00)

※最終日 14:00(最終受付12:30)まで

《開催会場》 南丹市役所 本庁 2号庁舎 301会議室
(南丹市園部町小桜町 47)

★入場は、事前に必ず来場のご予約が必要です。

予約受付開始日時 2020年11月24日(火)

電話番号: 0120-150-413

受付時間 9:00~18:00(土日・祝日を含む)

※詳細は、同封のチラシでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症等に係る 固定資産税・都市計画税の軽減措置について



南丹市では、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者に対して、令和3年度の1年間に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2とします。

◎軽減措置の内容

令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の
前年同期比減少率が

30%以上50%未満減少している場合 ⇒ 1/2を減額

50%以上減少している場合 ⇒ 全額を免除

提出書類に、「認定経営革新等支援機関等」の確認を受けた申告書が必要です。

「認定経営革新等支援機関」である、商工会にご相談ください。

※詳細は、同封のチラシでご確認ください。

「一日公庫」のご案内



日本政策金融公庫西陣支店では、下記の日程で融資相談会を開催します。

資金が必要な方は、この機会にご相談ください。また、新規創業支援、教育ローンのご相談も受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの相談となります。

(各会場ともにパソコン等準備しており、オンラインで公庫との相談となります。)

1. 日時 令和2年 11月25日(水) 南丹市商工会 日吉支所 10:00~12:00
// // 美山支所 13:30~15:30
11月27日(金) // 八木本所 10:00~12:00
// 南丹市国際交流会館(第3研修室)
13:30~15:30
2. 予約制 当日お待たせしないように、時間調整をさせていただきます。

★ 詳細は、同封のチラシでご確認ください。

令和3・4年度分 入札参加資格審査申請の受付について



南丹市が発注する建設工事に係る競争入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査申請書の定期受付が、下記の通り行われます。(測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務は追加受付) 南丹市と契約を締結する際には、随意契約(入札によらない契約)の場合でも、入札参加資格審査申請が必要です。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、できる限り郵送による申請としていただきますようお願いいたします。

1. 申請の受付期間 令和2年11月2日(月)~同年11月30日(月)まで
※郵送の場合は、令和2年11月30日(月)の消印有効
2. 提出書類 南丹市ホームページ (<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>)
「まちづくり」の「入札・契約情報」「入札参加資格」から
入手して下さい。
3. 提出方法 郵送(又は持参)
4. 提出先 南丹市役所 総務部監理課
5. 有効期間 令和3年4月1日~令和5年3月31日まで(2年間)
※ただし、測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務については、
令和3年4月1日~令和4年3月31日まで(1年間)
6. 注 意 測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務については、令和2・
3年度の定期受付が令和元年11月に終了しており、今回はその申
請漏れ等を対象としています。したがって、既に申請済みの場合もし
くは変更がない場合は、今回の追加申請は不要です。

◆お問い合わせ先 総務部監理課 ☎0771-68-0086

令和3・4年度分京都府建設工事競争入札参加資格審査申請の定期受付について



京都府(警察本部、教育庁、関係公社等を含む)が発注する建設工事の指名競争入札参加資格審査申請の定期受付が、11月2日(月)から実施されます。京都府が実施する建設工事一般競争入札に参加しようとする事業所は、審査申請を行って下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和2年度入札参加有資格者は、電子申請を活用してください。

*受付期間・受付場所及び時間(南丹土木事務所関係)

| | | 受付期間及び受付場所 | 受付時間 |
|---|----------|---|---|
| 建設工事の請負 (土木工事並びに 建築及び設備その 他工事) | 窓口 申請 | 南丹土木事務所のみ ○令和2年11月2日(月)から 令和2年11月20日(金)まで (土・日・祝日を除く) ※例年より受付期間が短いため、十分余裕 をもって申請願います。 | 午前 9:30~11:30 午後 1:15~ 4:00 |
| | 郵送 申請 | 南丹土木事務所 ※令和2年度に入札資格のない方は郵送 申請を活用してください。 | 11月2日(月)消印分~ 11月20日(金)消印分 |
| | 電子 申請 | 京 都 府 ホ ー ム ペ ー ジ (http://www.pref.kyoto.jp/shimei) からアクセスしてください。 ※令和2年度入札参加有資格者は、電子申 請を活用してください。 | 11月2日(月)午前9:00 ~11月20日(金)午後 4:00まで(期間中24時 間受付) |

☆詳細については、京都府ホームページ(<http://pref.kyoto.jp/>)
『産業・しごと>入札情報>入札参加資格』及び、南丹土木事務所ホームページ
(<http://www.pref.kyoto.jp/nantan/do-kikaku/index.html>)
に掲載されています。

◆お問い合わせ先 南丹土木事務所 ☎0771-62-0025



新型コロナウイルス感染症離職者 採用支援事業費補助金のご案内



京都府では、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方や収入が減少した方等(ただし、京都府民に限る)を、正規雇用労働者又は非正規雇用労働者として雇い入れる府内中小企業等に対して、賃金等の経費を補助します。

- 補助限度額 正規雇用労働者を雇用した場合 一人当たり 30万円
非正規雇用労働者を雇用した場合 // 10万円

※1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、6/1～12/15の間に新たに採用し、3か月以上の雇用がある方に限ります。

※対象労働者が3か月以内に自己都合で退職された場合でも、その労働者についての補助金は支給しません。

※対象労働者については、雇用日から3か経過時に、京都府民である必要があります。

※対象労働者に支払われた賃金やその他の経費が上記金額を下回る場合は、その金額となります。

●補助対象者

- ① 府内(京都市内を除く)に主たる事業所を有する中小企業、老人福祉・介護事業を行う事業所、障害者福祉事業を行う事業所、保育所、幼稚園等(いずれも公営施設を除く)※京都市内の事業者は、京都市の制度をご活用下さい。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業主
- ③ 対象労働者(京都府民に限る)を6/1～12/15の間に新たに採用し、3か月以上雇用する事業主
- ④ 雇用保険適用事業所
- ⑤ 京都府税及び京都市税の滞納がない事業主

その他にも要件があります。詳細はホームページでご確認ください。

●事業実施期間

令和2年6月1日～令和3年3月15日に完了する事業

労働者の雇用開始日は、令和2年6月1日～令和2年12月15日に限る

- 受付期間 令和2年10月14日(水)～令和2年11月13日(金)午後5時必着

- 申請方法 郵送受付のみ

(コロナウィルス感染防止のため、ご理解ご協力をお願いいたします)

- 送付先 〒604-8106 京都市中京区丸木材木町 670-1 吉岡御池ビル
京都「コロナ離職者雇用等に関する補助金」事務局 宛

申請書は、京都府ホームページからダウンロードしてください。

(京都市内の事業者は、京都市ホームページから)

広域振興局にも置いています。

- ◆お問い合わせ 京都「コロナ離職者雇用等に関する補助金」事務局

TEL 0570-200-402 9:00～17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます



令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが、適格請求書(インボイス)を交付することができます。

インボイスって？

売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に、「登録番号」「適用税率」「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイス制度って？

・売り手である登録事業者は、買い手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

・買い手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売り手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

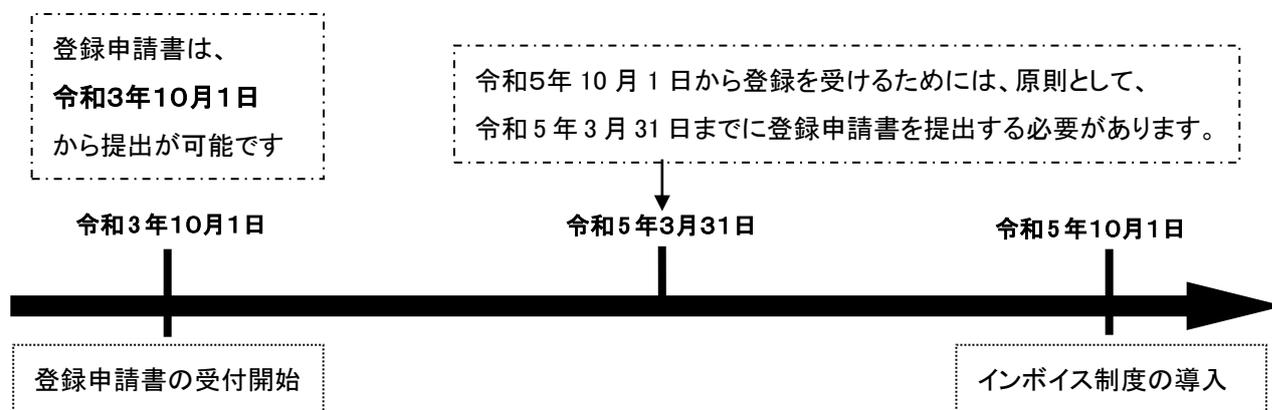
インボイスを交付するには？

適格請求書発行事業者のみが交付できます。適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ、登録を受けることはできません。

※なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますので、ご注意ください。

:::導入までのスケジュール:::



<インボイス制度に関するお問い合わせ>

◆国税庁ホームページ ◆TEL 0120-205-553 (9:00~17:00)
<https://www.nta.go.jp> (土日祝除く)

納税の猶予をご利用ください。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時的に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

●現行の猶予の要件(幅広い方が認められます)

- ・一時の納税により、事業の継続、生活維持が困難な恐れがある
- ・納税について誠実な意思
- ・納期限から 6 か月以内に申請がある
- ・猶予を受けようとする国税以外に滞納がない

(注)1. 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です

2. 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

●現行の猶予が認められると・・・

- ・原則として 1 年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付となります)
 - ・猶予中は延滞税が軽減されます(通常 年8.9% → 軽減後 年1.6%※)
- ※令和 2 年中における延滞税の利率

*収入が概ね 2 割以上減少している方には、『特例(特例猶予)』が創設されました

☆延滞税なし

☆1 年間猶予

☆無担保

●以下の、①②いずれも満たす方が特例の対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間(1 か月以上)において、事業等にかかる収入(注)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納税することが困難であること

●令和 2 年 2 月 1 日から令和3年 1 月 31 日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、すでに納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものも含む)についても、遡って特例を適用することができます。(法律の施行から 2 か月間(令和 2 年 6 月 30 日まで)に限ります)

(注)収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

◆お問い合わせ 国税局猶予相談センター

0120-527-363 (土日祝除く 8:30~17:00)

特別利子補給制度（実質無利子）について



日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等借入申込時点の売上減少要件を満たす対象者の方へは、日本政策金融公庫から申請書類が送付されています。

必要な手続きを失念することで、特別利子補給を受けられないこととなりますので、お忘れのないよう申請をお願いいたします。

◆お問い合わせ

中小機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

TEL 0570-060515（平日・土日祝日 9:00～17:00）

京都府最低賃金のお知らせ



京都府最低賃金(地域別最低賃金)は、令和元年10月1日から、909円になりました。

| | 金 額 | 適用対象 |
|----------------------|-------|---------------------------|
| 京都府 最低賃金 (時間額) | 909 円 | 京都府下の事業所で働くすべての労働者及びその使用者 |

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(アルバイト・パートタイマー等を含む)を使用することはできません。

詳細は京都府労働局労働基準部賃金室(電話 075-241-3215)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。



賃貸店舗のご案内

南丹市日吉町保野田の京都日吉美山線(50号)沿いにある飲食店舗(お食事むつみ)を賃貸致します。

これから、飲食店を始めたい方がおられましたら飲食店に必要なものが全て揃っておりますので、直ぐにご利用いただけます。

客席はカウンター席とテーブル席・座敷席があります。

ご興味のある方は、是非ご連絡をお待ちしております。

契約期間・賃借料等詳細は面談にて対応させていただきます。

*設 備 電気・プロパンガス・上水道・公共下水・トイレ・流し台・エアコン

<連絡先>

南丹市日吉町保野田西乗

井尻みの子 TEL 090-2352-3366



【お詫び・訂正】

さぼーと9月号の加入会員のご紹介の中で、誤って掲載をしておりました。

訂正をし、お詫び申し上げます。

(敬称略・順不同)

《正》

| 企 業 名 | 代 表 者 | 業 種 | 地 域 |
|------------------|--------|--------|-----|
| 株式会社ナリヅカコーポレーション | 内海 三三子 | 食品製造 | 園部町 |
| tocco | 小崎智子 | エステサロン | 八木町 |

《誤》

| 企 業 名 | 代 表 者 | 業 種 | 地 域 |
|------------------|--------|--------|-----|
| 株式会社ナリヅカコーポレーション | 内海 二三子 | 食品製造 | 園部町 |
| tocco | 山崎智子 | エステサロン | 八木町 |



女性部活動報告

9月7日（月）第2回三役会、第1回役員会開催

現状を踏まえて年間行事などについて話し合いが行われました。



10月18日（日）京都・南丹 園部城祭り秋

歌うま王決定戦に女性部代表として藤村香菜子氏にご出場いただきました。



女性部新規加入

（事業所） ひよし森の製作所 原田陽子 さま
（住 所） 日吉町胡麻ミロク 84-31 （携 帯） 080-1418-8225
（営業日） 土・日曜日 9：00～16：00
焼き菓子・シュークリームなどを販売されています。
是非、一度お店にお立ち寄りください。



南丹市内の中小企業を **南丹市商工会は** **ながく つよく さほ~と します！！**

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

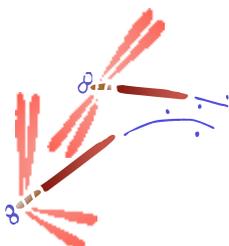
もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ☆ 本所(八木支所) | 八木町八木東久保 28-1 | ☎0771-42-5380 |
| ☆ 園部支所 | 園部町小桜町 62-1 | ☎0771-62-0766 |
| ☆ 日吉支所 | 日吉町殿田尾崎 8-1 | ☎0771-72-0224 |
| ☆ 美山支所 | 美山町島島台 51 | ☎0771-75-0021 |

南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>

e-mail nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp